

平成30年

第2回忠岡町議会臨時会会議録

第2日

平成30年7月31日

忠岡町議会

平成30年 第2回忠岡町議会臨時会会議録（第2日）

平成30年7月31日午前10時、第2回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員	

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	産業まちづくり部長	藤田 裕
健康福祉部長	東 祥子	教育部長	柏原 憲一
消 防 長	森野 博志	教育部理事	土居 正幸
消防次長	山田 忠志		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (前田 長市議長)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員数 11 名中全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (前田 長市議長)

ただいまから、会議を再開いたします。

議長 (前田 長市議長)

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (前田 長市議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

はい。議長。

議長 (前田 長市議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 30 年第 2 回忠岡町議会臨時会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第 1 平成 30 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号) について
(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第 2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長 (前田 長市議長)

日程第 1 議案第 41 号 平成 30 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号) についてを、議題といたします。

本件は、去る 7 月 23 日第 2 回臨時会第 1 日目において、総務事業常任委員会に付託、開会中の審査に付されました。

ただいまから、委員長の北村 孝議員より、審査の結果報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長 (北村 孝議員)

議長。

議長（前田 長市議長）

北村委員長。

総務事業常任委員会委員長（北村 孝議員）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから総務事業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

平成30年7月23日開会の第2回臨時会におきまして、本総務事業常任委員会に付託されました議案41号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についての審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

委員会は7月26日に開会し、平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、議案等の説明のため、町長ほか関係職員の出席を求め、債務負担行為補正の忠岡町クリーンセンター長期包括整備運営管理事業について審査を行いました。

出席委員は、杉原 健士 議員、前田 長市 議員、是枝 綾子 議員、三宅 良矢 議員、高迫 千代司 議員と私、北村 孝出席のもと審査を行いました。

最初に生活環境課並びに財政課より、追加資料の説明がありました。説明後、各委員から熱心な質疑応答が行われました。

なお、審査の詳しい内容につきましては、各会派の部屋に配布しておりますので、回異議録をご参照願いたいと存じます。

続きまして、各委員の意見聴取を行いました。

まず初めに前田 長市委員は、10年前に長期包括をしながら、広域化を10年後には実施していくとの計画であったが実現できなかった。どこの自治体も人口減少、ごみの減少になり、広域が望ましいことは考えていると思う。コストも安く済む。個々の自治体が全ての政策を手がけるフルセットの行政事務は困難な時代に入っているのである。10年先の広域ではなく、5年ぐらいの広域を目指してもいいのではないのでしょうか。広域計画をしっかりと立てて頑張してほしい。

よって、これについては反対といたします。

次に、杉原 健士委員は前にも述べましたが、10年たって、また10年の長期包括に向けて、このような議論をすることになろうとはよもや思っておりませんでした。31年度から継続するとの理事者側からの提案ですが、10年間もの考える時間があつたにもかかわらず、何の策も考えないで、足元に火がついた状況で随意契約を議員に賛同していただきたいとの説明でございます。時代に逆行するようなクリーンセンターの運営には賛同できません。普通はおかしいと思えば、コンサル会社をかえたり、長期包括と延命化工事を分離発注するとか、いろいろな角度から物事を分析するのが当たり前だと考えます。

今後は、真剣にスピードをもって広域作業をすることと、クリーンセンターは単年度、単年度の契約で、最小限の金額で住民に大きな負担をかけないように運営することを希望いたします。

本委員会の付託議案に対しまして否決させていただきます。

続いて、三宅 良矢委員は、質問3項目のうち、第1項目でありました今後のコンサルタント入札業務に関しまして、公正な入札ができるように指名段階において公正を期すため、規模におきまして同じ程度の専門職を雇用している事業者間で競争すると担当原課より回答があり、また、入札を所管する部よりも、そのように指導する旨の回答があったところで、まずは理解できました。

2項目のコンサルタントの協議会等への意見出席におきましては、議会要請があればできるという旨の回答がありましたので、かつ契約書にも条件を加えることについては、担当課として可能という回答があり、理解できました。

最後の3点目の、長期契約における点検補修費などの維持管理に関し、1年ごとの協議及び精算とされたいの質問に対しましては、優先交渉権を得た事業所が応じれば可能という、事実上困難である回答でありました。

以上の3項目が全て解消できないこともあり、本委員会の議案には反対いたします。ただし、次週の本会議までに3項目の点検補修等の維持管理に関して、1年ごとの協議及び精算という条項を今回の募集要項に加えていただき、かつ契約もそれにのっとっていただける回答があれば、賛成とさせていただきます。

次に、是枝 綾子委員はこのクリーンセンター長期包括整備運転管理事業、31億5,000万円の10年間の債務負担行為の議案について、私どもは町民への情報開示、町民の立場に立っているのかどうかという視点で審査いたしました。質疑の結果、町民の理解が得られない内容であることがはっきりしました。

大きく分けて3点。①延命化工事7億6,000万円の緊急性、必要性がないこと。②この10年間の長期包括で受託者が大きな利益を得たという問題。③その反省もなく、契約を今後10年間また踏襲するというものであります。

まず1点目。ほぼ全部更新した大規模改修からまだ10年しかたっていない焼却炉なのに、参考というだけの耐用年数が絶対的なものとして、まだ使えるのに自動的に更新するという無駄な税金の使い方である。住民と職員には集中改革プランの12年間で54億284万8,000円、第2次財政健全化計画で11年間で34億9,313万円、12年間で合計88億9,597万8,000円の負担を押しつける一方で、まだ壊れることもない修理で十分使える焼却炉を7億6,000万円も使って更新するものです。住民と職員には財政健全化で毎年7,400万円の負担を押しつけ、これからも継続するという、それは延命化工事をするため毎年8,800万円返済することと無関係ではありません。住民のためと言うなら、延命化工事はやめて、修理で対応していくことも選択肢であると思います。修理で事業者に委託するのが本来であると思います。延命化せず、修理対応で長期包括に移行する自治体もあります。今後10年間、性能を保証してもらえて使えるよう新しくしておくという忠岡町の考えは、長期包括の受託事業者に配慮し過ぎていると言えま

す。

また、現在の長期包括の10年終了後、来年4月からの1年間は、問題なく使用できるものとして忠岡町にクリーンセンターが返却される契約になっているので、修理の必要性は31年度はないはずです。ちゃんと使えるものとして忠岡町に返却されたのかどうか、1年間様子を見て検証をすることもなく、その終了後、即延命化工事でそそくさと取り外して、新しい機械に更新する、どう考えてもおかしいことであり、住民の理解が得られません。

2点目は、性能さえクリアすれば渡し切りの委託費の中でどう運営してもよいという、幾ら利益を上げてでも受託者の自由である。財務状況の開示もないという長期包括整備運転管理委託の問題は、絶対に認められません。この10年間の長期包括運転管理事業の委託費35億7,000万円の中で、受託者が大きな利益を上げたという問題であります。予定価格は36億3,270万円ですので、約8,000万円の差なので、ほぼ予定価格でありました。その予定価格の積算の内訳、大規模改修費は消費税抜きで15億円でした。ところが、実際に受託者が支出した大規模改修費は10億5,000万円でした。差額の4億5,000万円が受託者のものになったことは、忠岡町も否定できませんでした。住民の税金がどのように使われたかが明らかにされない、これだけでも大きな問題です。使った分だけ支出して、余った分は返してもらおうという当たり前のことが、こんな渡し切りの委託料で企業がどれだけ利益を上げてよいというのでは、住民の理解が得られません。住民の立場に立つならば、渡し過ぎた委託料は返してもらおうのが当然です。

また、忠岡町は10年前、長期包括の契約を結ぶ前からこのことを知っていたことがわかりました。プロポーザル募集の際の共同企業体からの企画提案書に、大規模改修の工事内訳書の中に約11億4,000万円と、このように改修費が書いてありました。だったらプロポーザル方式の随意契約ですので、優先交渉権者の選定でありますから、価格も4億5,000万引いた金額で交渉できたはずではないかということでもあります。町民に多大な損失を与えたと言っても過言ではありません。

このような問題以外にも、審議の中で、要求水準書にある性能保証の数値を守れなくても、ペナルティーはないと、ペナルティーは課さないという答弁でありました。また、SPC法に基づく特別目的会社の設立も募集要件にはしないということでありました。財務状況を全く忠岡町は把握する意思がないということがわかりました。このように、住民の立場に立った住民に有利な契約にしなければならないのに、受託者のほうに有利な内容になっているものであります。

さまざま、まだまだ問題がたくさんありますが、やはり今後、長期包括の契約ではなく単年度契約で委託をしていくべきであり、きちんと住民の前に何に使ったかを明らかにするということが大事であります。そして、延命化工事は必要なく、修理対応すべきでもあります。

よって、本案件については反対であります。

最後に高迫 千代司委員は、基本的には是枝議員が述べています。

私は10年前にも同じような話しをしました。当時は莫大な修理代がかかるなど、やむを得ない事情もあり、30トン炉2基を1基に減らした努力も認め債務負担行為に賛成をいたしました。しかし、期待をしたプロポーザルに他の業者は参加せず、競争原理の働かない高い契約になってしまいました。十分に反省をしなければなりません。また運転管理は技術を持った町職員が点検チェックするという約束も守られていませんでした。修理や更新の事業も、コンサル会社は常に同じ会社が担当し、十分なチェックができているとは思えません。そのうえ町は他のコンサルによるセカンドオピニオンも否定されています。強く改善を求めたいと思います。こうした状況の中、この10年来、忠岡町の大方針であった「ごみ処理の広域化」が取り組まれてきました。しかし、昨年10月の決算委員会の資料に新たな長期包括事業が浮上り議会での論戦も行われてきました。そのための3月の町長の施政方針にも掲げられた泉北環境施設組合との広域化の協議は、突然7月3日に忠岡町の都合で凍結されてしまいました。その原因は7億6,900万円の延命化工事を10年で分割して支払う財政運営をするため、広域化ではなく延命化工事を含む10年の長期包括事業を再度行う計画にしたためです。

私たちは、なぜこの忠岡町が10年稼働しただけの焼却炉に7億を超える延命化工事をするのか。同じ流動床炉の岬町は33年、熊取町は26年を延命化工事なしの修理対応で安く安定して稼働しています。忠岡町も延命化でなく修理の対応で運転を続け、早期に泉北環境との広域化を再度検討して、前に進めることを求めます。

クリーンセンターに莫大な費用をかけるのではなく、税金は住民の暮らしやサービス向上に回すべきだということも申し上げ、補正予算（第2号）の債務負担行為の補正については反対をさせていただきます。

以上で各委員の意見であります。

本委員会といたしましては、討論を終結し、採決を行ったところ、議案第41号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）については否決すべきとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

平成30年7月31日

総務事業常任委員会
委員長 北村 孝

議長（前田 長市議長）

委員長報告は以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（前田 長市議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 長市議長）

これより、議案第41号について討論に入ります。

討論ありますか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 長市議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

本案件クリーンセンター長期包括整備運転管理事業の10年間で31億5,000万円の債務負担行為補正の議案について反対の討論をいたします。

委員長報告の他の委員の意見でも述べられましたように、私も10年前、このようなまた10年の延長する長期包括契約の議論をすることになるろうとは、よもや思いませんでした。当時の忠岡町の説明は、10年以内にごみ焼却の処理を広域化するので、大規模改修と10年の長期包括を認めてほしいというものでした。だからよもやなのです。忠岡町のような小さな町の30トン炉の焼却炉には、建てかえや大規模改修をする際の国の補助金がつきません。だから他市と共同の大きな焼却炉でごみ処理をする方が国の補助金もつくので単独処理よりも住民負担が軽減されるので、広域化を進める方が良いと私たちは考えています。ところが、忠岡町はこの7月に委託のごみ処理をする方式の広域化の協議を凍結し、今後10年間も忠岡単独処理をするための焼却炉の延命化工事7億6,900円を支出しようとしている訳です。

反対理由の第1は、委託する方式の協議を凍結したあと、もう1つのうちの一部事務組合の構成団体としての協議をする目途の年度も示さず、またこれから10年間ゆっくりしようとしているからです。3年から5年を目途に早期に広域化するということがなぜ言えないのでしょうか。

反対理由の第2は、大規模改修して10年しか経過していない焼却炉なのに7億6,900円かけて延命化工事する必要性がないからです。

先ほどのごみ処理を広域化して使わなくなる炉にそれだけのお金をかけることが無駄なことであり、近隣自治体の同様の流動床方式の焼却炉では、10年で延命化工事や大規模改修はしておられません。修理で対応すべきであると思います。

反対理由の第3は、長期包括の契約に問題が大いにあるからです。

一定の性能を保証さえできれば施設の運転方法の詳細については、受託事業者の自由裁量に任せられています。コストダウンしてどう運営して利益を上げてかまわないとい

うことであります。今の長期包括契約では忠岡町が予定価格の算出で大規模改修費に約15億円かかるとみて委託料に含めているのに実際の工事の支出は約11億円でありました。ですので、約4億円は受託事業者のものとなったこととなります。でも渡しきりの委託料ですから返還の必要はないのです。大切な住民の税金が返ってこない、これが長期包括委託の問題点です。さらに長期包括契約の問題を上げるならば、住民の税金がクリーンセンターのごみ処理にどのように使われたのか。住民が全くチェックできない収支の情報開示もされないことであります。

以上の反対理由とともに、対案も併せて示したいと思います。

ごみ処理の広域化の目途の年度を平成33年遅くとも平成35年ともち、広域化の協議に直ちに入られること。そして、いつでも広域化に移行できるよう、競争入札を行ってクリーンセンター運転管理を単年度契約に戻すこと。延命化工事は必要ないため、修理で対応していくことです。

以上です。

無駄な延命化工事はストップして早期にごみ処理の広域化を進めることを求め、反対の討論といたします。

議長（前田 長市議長）

賛成討論ありますか。

12番（森 政雄議員）

はい。議長。

議長（前田 長市議長）

森議員。

12番（森 政雄議員）

今までの会議でごみはじぶんのところで焼けと言っていたんですけど。案件を否決されたら特に今、是枝議員が言われた広域を進めるとか。でも相手の自治体に足元をみられると思います。余分に高くつくのではないかと思います。それともうひとつは今やっている業者に来年の3月末までですけどもその業者にも足元をみられるか。それか撤退されたらどうするか。そういうことを、いろいろと考えないと思います。それで私はこの案件には賛成しなければならないと思っています。

以上です。

議長（前田 長市議長）

ないようなので、討論を終結いたします。

議長（前田 長市議長）

議案第41号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（前田 長市議長）

起立少数であります。

よって、議案第41号 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）については、原案は否決されました。

議長（前田 長市議長）

日程第2 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（前田 長市議長）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、継続調査とすることに決定しました。

議長（前田 長市議長）

本臨時会に付された事件は、終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 長市議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

ご案内のように臨時会を開いていただきまして2つの提案をしたところクリーンセンターにかかる問題について否決されました。本町として一番大きな懸案でありますクリーンセンターの否決については非常にショックを受けておりますし、また打ちひしがれた感じであります。今思うのにはもう一遍審議をしていただきたいと思ひまして閉会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長（前田 長市議長）

以上をもちまして、平成30年第2回忠岡町議会臨時会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦労さまでございました。

(「午前10時25分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年7月31日

忠岡町議会議長 前 田 長 市

忠岡町議会議員 藤 田 茂

忠岡町議会議員 和 田 善 臣